

特定生産緑地制度に関する地区別説明会

次 第

1 開会

2 挨拶

3 特定生産緑地制度および指定スケジュールについて

4 質疑

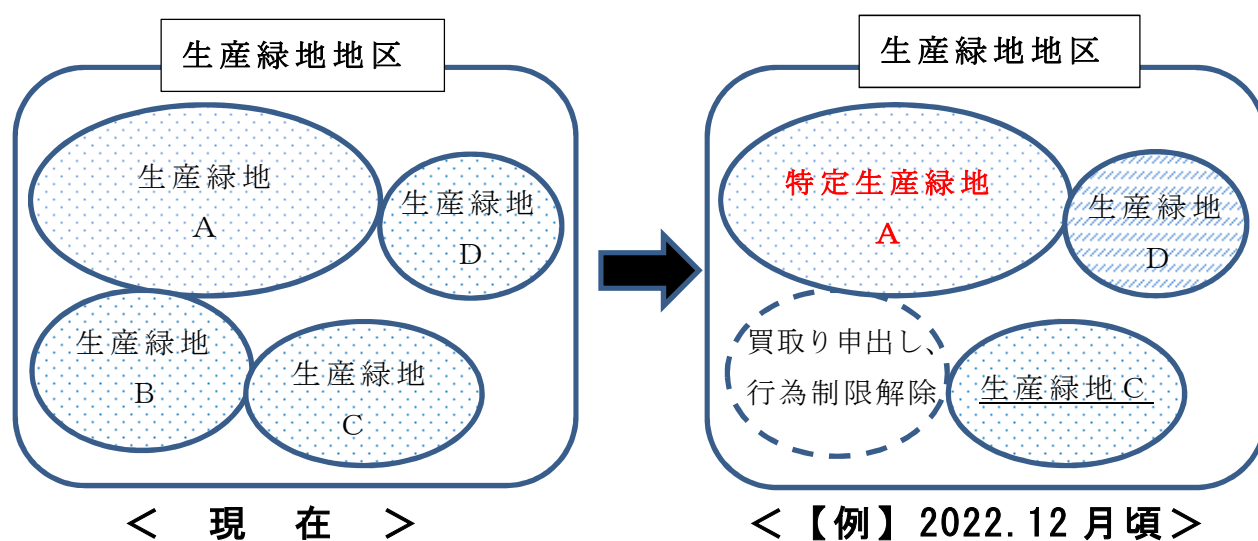
5 閉会

以 上

資 料 リ ス ト

資 料 番 号	名 称	備 考
1	特定生産緑地制度について	
2	青梅市特定生産緑地の指定スケジュール	
—	パンフレット「ぜひ知ってください!!特定生産緑地制度」	
—	特定生産緑地に関するアンケート	

◆生産緑地地区のイメージと手続き例



< 現 在 >	< 【例】 2022. 12 月 頃 >
①生産緑地 A (1992. 11. 1 指定)	→ 申出基準日 2022. 11. 1 前に特定生産緑地の指定を受け、特定生産緑地 (10 年間) として税制特例措置を受ける
②生産緑地 B (1992. 11. 1 指定)	→ 他の土地利用を進めるため特定生産緑地の指定を受けず、申出基準日 2022. 11. 1 過ぎてから、期間経過 (30 年) による買取り申出を行い、行為制限解除する。 その後、市が都市計画手続きで生産緑地地区から除外。
③生産緑地 C (1992. 11. 1 指定)	→ 申出基準日 2022. 11. 1 までに特定生産緑地への移行を希望せず、指定日から 30 年を迎えても <u>生産緑地のままで</u> 、税制特例措置がなくなる (5 年間の激変緩和措置あり)。
④生産緑地 D (1993. 11. 1 指定)	→ 申出基準日 2023. 11. 1 なので、生産緑地のまま、指定日から 30 年を迎えるまでは税制特例措置がある。特定生産緑地の指定手続きは、2021 (令和 3 年度) から開始となる。